

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第1節 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

震災の被害を最小限に抑えるためには、所有者等の自らの問題としての取組み（自助）、地域で助け合いまちを守る取組み（共助）、公共における地震対策や施設整備等の取組み（公助）のそれぞれが対応能力を高め、連携することが重要です。

県は、震災に強いまちづくりを促進する観点から、自助に取り組む住民、共助に取り組む地域、これらを支援する市町村に対し、負担軽減のための支援を行います。

第2節 適切な役割分担

県、市町村、県民及び建築関係団体がそれぞれ役割分担し、効率的な耐震化を促進します。

| |
|--|
| ① 県の役割 |
| <ul style="list-style-type: none">○ 県耐震改修促進計画の策定、補助事業など耐震化を促進するための施策を実施○ 耐震化のための相談窓口の開設、技術的な情報提供、安心して耐震化に取り組むことができる環境整備など総合的な地震防災対策を実施○ 県有施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施し、その状況・結果を公表○ 市町村及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、技術的支援、耐震化の知識の普及・啓発を実施 |
| ② 市町村の役割 |
| <ul style="list-style-type: none">○ 市町村耐震改修促進計画の策定、詳細な地震ハザードマップの作成、補助事業、耐震改修を行ったことの証明書の発行など耐震化を促進するための施策を実施○ 耐震化のための相談窓口の開設、耐震化のための情報提供、自治会などの協力による地震防災対策の取り組みを実施○ 市町村有施設の耐震診断、耐震改修を計画的に実施し、その状況・結果を公表○ 県及び建築関係団体との連携体制を構築し、情報提供、技術的支援、耐震化の知識の普及・啓発を実施 |
| ③ 所管行政庁（特定行政庁）の役割 |
| <ul style="list-style-type: none">○ 法第17条の耐震改修計画の認定、法第22条の建築物の地震に対する安全性に係る認定、法第25条の区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定○ 指示対象建築物の所有者に対する周知及び指導、助言（指導に従わない者に対する必要な指示、正当な理由がなく、その指示に従わない場合の公表）○ 耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対する耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告の周知とその確実な実施○ 耐震診断結果のとりまとめ・公表（迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう必要な措置を講じる）○ 段階的な耐震改修実施のための建築基準法に基づく全体計画を認定○ 耐震性が著しく不足した危険な建築物に対し、建築基準法に基づく勧告・命令を実施 |

| |
|---|
| ④ 県民の役割 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 自らが所有又は管理する建築物の耐震性を確認するため、耐震診断を実施 ○ 耐震診断の結果により耐震性の不足しているものは、耐震改修、又は建替えを実施 ○ かけ崩れ等による建物被害を防止するため、かけ付近に建築された住宅を移転 ○ 地震に備えて、地震保険の加入、家具の転倒防止対策を実施 ○ 町内会等で擁壁、ブロック塀、かけ崩れの恐れのある箇所を点検し、危険箇所を把握するための防災マップを作成 |
| ⑤ 建築関係団体の役割 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化のための専門業者の紹介窓口の設置、情報の普及・啓発活動を実施 ○ 耐震診断、耐震改修に関する講習会を開催し、会員等の技術を向上 ○ 耐震化業務の適切な実施により、所有者等が安心して取り組むことができる環境整備を推進 ○ 複数の建築関係団体による協議会を設置し、県及び市町村の行う事業に連携、協力 |

第3節 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認大規模建築物の所有者は、耐震改修促進法で耐震診断の実施及び診断結果の報告の義務が、また特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断・耐震改修の努力義務が定められています。

県及び所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認大規模建築物を含む特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導・指示等を実施します。

1 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の指導等の実施

所管行政庁は、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行いその確実な実施を図り、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促します。それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等により公表することとします。

2 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表は、ホームページ等により公表することとします。

なお、耐震診断の結果、耐震性がないと判定された建築物について、迅速に診断を実施し、その結果を報告した所有者が不利になることがないよう、公表時期を設定します。

また、耐震性がないと公表された建築物について、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された場合には、迅速に耐震改修に取り組んだ所有者が不利になることがないよう、公表内容を速やかに更新します。

※要緊急安全確認大規模建築物（21施設）については平成29年2月3日に公表済み

3 指導・助言の方法

指導及び助言は、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に耐震診断、耐震改修の必要性を説明

し、耐震診断及び耐震改修の実施についての相談に応じる形で行います。

建築基準法第12条に基づく定期報告の対象となる特定既存耐震不適格建築物については、平成19年4月1日から耐震診断、耐震改修の状況についても報告が義務付けられており、特定行政庁は、定期報告を受けた際にも必要に応じて指導・助言を行います。

4 指示の方法

指示は、指導及び助言を行った特定既存耐震不適格建築物の所有者が、耐震診断・耐震改修を実施しない場合において、その実施を促しても協力を得られないときに、実施すべき事項を具体的に明示した指示書を交付する等の方法で行います。

指示は、指導・助言の実施の有無にかかわらず、必要に応じて行います。

5 指示に従わない場合の公表の方法

公表は、正当な理由がなく耐震診断・耐震改修の指示に従わない場合に行います。

公表は、建物の利用者及び周囲の住民等にも周知する必要があるため、特定既存耐震不適格建築物の所有者の氏名、特定既存耐震不適格建築物の名称・位置等を公報に登載するとともに、所管行政庁及び建築物の所在する市町村のホームページに掲載し、その窓口で閲覧に供することにより行います。

6 優先的に指導・助言等をすべき特定既存耐震不適格建築物の選定

次の特定既存耐震不適格建築物については、優先して耐震化の指導等を実施します。

| 優先的に指導・助言を行う特定既存耐震不適格建築物 | |
|---------------------------|--|
| ○ 防災上重要な建築物 | ・防災拠点となる庁舎、病院、避難所等 |
| ○ 不特定多数の者が利用する建築物 | ・旅館・ホテル、百貨店、映画館、集会場等 |
| ○ 避難要援護者の利用する建築物 | ・老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園・保育所、小中学校、盲・聾・養護学校 |
| ○ 被災による倒壊で周囲に与える影響が大きい建築物 | ・地震時に通行を確保すべき道路沿いで、倒壊により道路閉塞のおそれのある建築物 |

7 耐震改修促進法における規制対象一覧

| 用 途 | 特定既存耐震不適格建築物の要件（指導・助言も対象） | 指示・公表 対象要件 | 耐震診断義務付け 対象要件 |
|--------------------------------|-------------------------------------|---|--|
| 学校 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、盲学校、聾学校若しくは養護学校 | 階数2以上かつ1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む | 階数2以上かつ 1,500m ² 以上 ※同左 |
| | 上記以外の学校 | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの) | 階数1以上かつ1,000m ² 以上 | 階数1以上かつ 2,000m ² 以上 | 階数1以上かつ 5,000m ² 以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 階数3以上かつ 2,000m ² 以上 | 階数3以上かつ 5,000m ² 以上 |
| 病院、診療所 | | | |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | |
| 集会場、公会堂 | | | |

| 用 途 | 特定既存耐震不適格建築物の要件（指導・助言も対象） | 指示・公表対象要件 | 耐震診断義務付け対象要件 |
|---|--|-------------------------------|---|
| 展示場 | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 階数3以上かつ2,000m ² 以上 | 階数3以上かつ5,000m ² 以上 |
| 卸売市場 | | | |
| 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗 | | 階数3以上かつ2,000m ² 以上 | 階数3以上かつ5,000m ² 以上 |
| ホテル、旅館 | | | |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿 | | | |
| 事務所 | | | |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | 階数2以上かつ1,000m ² 以上 | 階数2以上かつ2,000m ² 以上 | 階数2以上かつ5,000m ² 以上 |
| 老人福祉センター、児童更正施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | | | |
| 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 | 階数2以上かつ500m ² 以上 | 階数2以上かつ50m ² 以上 | 階数2以上かつ1,500m ² 以上 |
| 博物館、美術館、図書館 | 階数3以上かつ1,000m ² 以上 | 階数3以上かつ2,000m ² 以上 | 階数3以上かつ5,000m ² 以上 |
| 遊技場 | | | |
| 公衆浴場 | | | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの | | | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | |
| 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く) | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | 階数3以上かつ2,000m ² 以上 | 階数3以上かつ5,000m ² 以上 |
| 自動車車庫その他自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物 | 500m ² 以上 | 階数1以上かつ5,000m ² 以上で敷地境界線から一定距離以内 |
| 避難路沿建築物 | 耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物 ※前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超） ※前面道路に面する部分の長さが25m超え、かつ、前面道路中心線からの距離の1/2.5倍を超る高さの組積造の堀 | 同左 | 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物 ※同左 |
| 防災拠点である建築物 | | | 耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物 |

※面積は延べ面積

第4節 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

1 建築物の所有者等が行う耐震診断・耐震改修等への支援事業

耐震化は建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが基本ですが、費用負担の問題から耐震化が進んでいないのが現状です。

県は、震災に強いまちづくりを促進するため、所有者等が行う耐震診断、耐震改修等を支援する事業を行うなど、所有者が耐震改修に取り組みやすい環境づくりを進めます。

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------|--|
| 住宅・建築物の耐震化促進事業 | ○ 耐震診断、改修計画の策定（補強設計）、耐震改修等の補助 |
| ブロック塀耐震対策事業 | ○ 危険ブロック塀の撤去・撤去後のフェンス等改修の補助 |
| がけ地近接等危険住宅移転事業 | ○ がけ付近に建築された住宅の移転の補助 |
| レッド区域内住宅建替等事業 | ○ 土砂災害特別警戒区域（通称「レッド区域」）内の住宅や避難所の建替え等における外壁の強化等への補助 |
| 新規需要開拓設備資金融資 | ○ 耐震改修等の設備投資を行う中小企業者等への融資 |

2 総合的な地震防災対策事業

耐震化の目標を達成するため、建築物の耐震化以外にも、震災に備えた耐震対策に必要な技術者の育成及び所有者等が安心して耐震改修を行うことができる環境整備等が必要です。

県は、それらの地震防災対策を総合的に推進するために必要な事業を行います。

| 事業名 | 事業内容 |
|-------------|--|
| 耐震対策技術者育成事業 | ○ 応急危険度判定士養成講習会の開催 ○ 判定コーディネータの養成講習会の開催 ○ 判定実施訓練講習会の開催 |
| 耐震化支援環境整備事業 | ○ 所有者等への耐震化に関する建築技術の普及・啓発等 ○ 設計者、施工者等への耐震化に関する建築技術や低コスト工法の普及・啓発等 ○ 耐震化専門業者登録制度の実施など耐震化支援環境整備関連の実施 ○ 市町村が行う所有者等への学習会、出張説明会、戸別訪問等への支援 |
| 地震防災対策関連事業 | ○ 建築防災関係パンフレットの配布等 ○ 構造計算プログラムの整備等 ○ その他地震防災対策に関連する事業の実施 |
| 空き家対策支援事業 | ○ 市町村が行う空き家の実態調査、空き家の地図情報等のデータベース化への支援 ○ 空き家の再生・除去、除去後の空き家の再利用等の計画策定の取り組みへの支援 ○ 倒壊すれば前面道路を封鎖するおそれがある老朽危険空き家等の除却経費への支援 |

3 県有施設耐震化促進事業

県有施設の耐震化目標達成のため、耐震診断及び耐震改修並びに耐震化に関する検討会等の事業を実施します。

実施する事業の内容、スケジュール等については、別に定めます。

| 事業内容 | 事業内容 | 実施計画等 |
|-------------|---|---|
| 県有施設耐震化促進事業 | ○ 県有施設の耐震診断、耐震改修及び耐震化に関する事業 (緊急輸送道路沿道も含む。) | 特定既存耐震不適格建築物の用途に供する施設は、平成32年度までに耐震化率を100%とする。 |

4 その他耐震化に関連する事業

宅地の崩壊により緊急輸送道路が閉塞されるおそれのある地域で、土砂災害を防止する事業を実施します。

| 区分 | 事業内容 | 実施計画等 |
|-------------------|-------------------------------------|---------------|
| 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業 | ○ 緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある住宅地の土砂災害を防止する事業 | 別に定める実施計画による。 |

第5節 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備

1 相談体制の整備、情報提供の充実

近年、リフォーム工事に伴う消費者被害が社会問題となっており、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっています。

所有者等が耐震診断、耐震改修を行うにあたって感じる「どこに頼めばよいか」、「工事費用は適切か」、「改修の効果はあるか」等の不安が耐震改修の阻害要因となっていることから、県、市町村及び建築関係団体は、こうした不安を解消するため、相談窓口を開設し、情報提供等を行います。

| 区分 | 県 | 市町村 | 建築関係団体 |
|------|---|---|--|
| 相談窓口 | ○ 住まいまちづくり課 ○ 各総合事務所生活環境局 建築住宅課(東部圏域においては東部建築住宅事務所) | ○ 住民相談窓口担当課 ○ 建築及び防災担当課 | ○ 各団体事務局 ○ 東部、中部、西部等の支部 |
| 提供情報 | ○ 耐震化に係る補助、税制、技術に関する情報 ○ 耐震診断、耐震改修の実施可能な業者に関する情報 | ○ 耐震化に係る補助、税制、証明書発行、技術に関する情報 ○ 耐震診断、耐震改修の実施可能な業者に関する情報 | ○ 設計、施工の専門業者に関する情報 ○ 耐震化の新技術、工法に関する情報 |

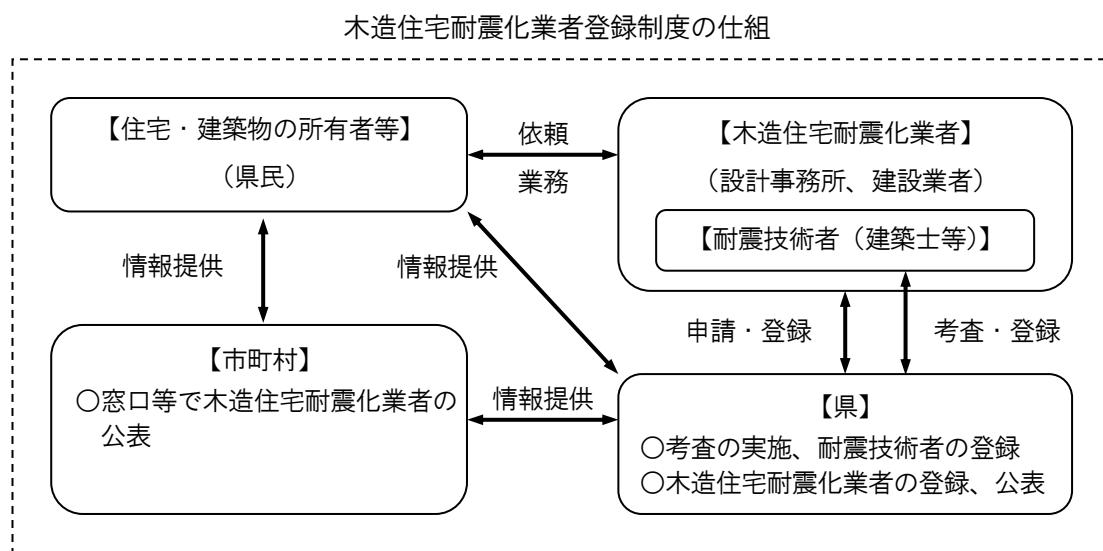
2 木造住宅耐震化業者登録・公表制度の整備等

耐震診断・耐震改修は、施工性・現場状況の問題から、建築士等の設計者や工事業者等の施工者から敬遠されがちで、リフォーム等の機会があっても実施されない場合があります。

そこで、耐震化促進のため、設計者・施工者に正しい知識を身に付けてもらい、耐震化に関する技術力の向上を図るとともに、県民が耐震化を依頼するにあたって「どの業者に頼めばいいか分からない」という不安を解消するため、耐震化に関する考查を行い、一定の知識を有する建築士等が所属する建築士事務所や建設業者を公表するなど、所有者等の耐震化への取組みを支援する次のような仕組みを構築します。

【木造住宅耐震化業者登録制度】

- 県は、耐震に関する考查を実施し、一定の基準以上に達した建築士等を耐震技術者として登録します。
- 県は、耐震技術者の属する業者からの申請があれば、その業者を木造住宅耐震化業者として登録し、耐震技術者の氏名と併せて公表します。



また、(一財)日本建築防災協会のホームページ (<http://www.kenchiku-bosai.or.jp>) では、「耐震診断、耐震改修設計を実施する建築士事務所」及び「耐震改修工事の施工可能な事業者」一覧が掲載されています。

県及び市町村は、これらの情報も所有者等へ提供し、安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備に努めます。

第6節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

地震による被害を軽減するためには、建築物の耐震化に限らず、宅地のがけ崩れ・擁壁の崩壊、コンクリートブロック塀の倒壊、天井の崩落、窓ガラスの落下、被災建築物からのアスベストの飛散、エレベーターの閉じ込め事故、家具の転倒などに対する総合的な対策が必要です。

1 がけ崩れ、擁壁・コンクリートブロック塀の危険箇所の調査及び倒壊防止対策

平成17年の新潟県中越地震では、がけ崩れ、擁壁の崩壊による宅地被害が社会的に問題となりました。昭和53年の宮城県沖地震、平成17年の福岡県西方沖地震、平成30年の大阪府北部地震では、コンクリートブロック塀の倒壊で死傷者がありました。

宮城県沖地震の被害を踏まえて建築基準法が改正され、コンクリートブロック塀の構造基準が強化されましたが、福岡県西方沖地震の被害の原因となった既存不適格のもの、経年劣化したもののへの対応及び大阪府北部地震の被害の原因となった施工不良等の建築基準法違反のものへの対応が求められています。

がけ崩れ、擁壁の崩壊、コンクリートブロック塀の倒壊に対しては、地域の自治会と市町村が、危険の予測される箇所を点検し、所有者等に安全確保を呼びかけるとともに、「地域の危険箇所マップ」を作成するといった対策が必要です。県は、市町村、建築関係団体等と連携し、広域的な安全対策を進めます。

2 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策

平成13年の芸予地震、平成15年の十勝沖地震、平成17年の宮城県沖地震、また、平成23年3月の東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する事案が多数発生しました。また、平成28年に発生した熊本地震では、天井、照明等の落下により避難所の多くが使用できない状況となりました。こうした状況を踏まえ、建築基準法に基づく新しい技術基準が平成26年4月1日に施行されたことから、基準に適合しない建物の所有者・管理者に対し改善指導を行っていきます。

3 瓦、窓ガラス等の落下防止対策

昭和53年の宮城県沖地震、平成17年の福岡県西方沖地震では、窓ガラスの落下による被害がありました。

宮城県沖地震の被害を踏まえて建築基準法が改正され、窓ガラスとサッシをとめる材料としての硬化性のパテの使用が禁止されました。福岡県西方沖地震の被害を踏まえれば、既存不適格建築物について対策を進めることができます。

県は、建築基準法第12条に基づく定期報告に際して指導する等により、硬化性パテから弾性シーリングへの改善等の対策を講じるよう促しています。

また、東日本大震災では、建物の外装材が剥離・落下する被害が多数確認されたことから、外壁の落下防止についても改善等の対策を講じるよう促しています。

さらに平成28年に発生した熊本地震、鳥取県中部地震では屋根瓦、窓ガラスの落下等の被害が多く発生したことから、これらの非構造部材の落下防止対策を講じるよう促しています。

4 アスベストの飛散防止対策

アスベストの健康被害が社会的に問題となっており、平成18年10月に改正された建築基準法でも、建築物に使用されたアスベストの除去等の措置が義務づけられるなど、規制が強化されました。

しかし、囲い込みによる処置で建築物に残ったアスベストは、地震による被災で飛散する可能性があります。

県は、建築基準法第12条に基づく定期報告に際しての指導概要をホームページで県民に公開すること等により、アスベストの除去等の飛散防止対策を促していきます。

5 エレベーターの閉じ込め等防止対策

平成17年の千葉県北西部を震源とする地震では、首都圏のエレベーターが停止し、閉じ込め事故が発生しました。

こうした状況を踏まえ、平成21年9月28日施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、P波感知型地震時管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。

また、東日本大震災における被災状況に鑑み、平成25年7月にはエレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置の基準が定められました。

県は、法改正により既存不適格となるエレベーターについて、建築基準法第12条に基づく定期報告に際して指導する等により、改善等の対策を講じるよう促していきます。

また、東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、給湯設備の転倒防止や配管等の設備の落下防止等の指導・助言を行います。

6 家具転倒防止対策

平成7年の阪神・淡路大震災では、家具の転倒による死者がありましたが、家具の転倒防止対策は費用負担も少なく、所有者等の積極的な取組みが最も期待できるところです。

こうした取組みを促進するため、県は、市町村、建築関係団体と連携して普及・啓発を行います。また、全国家具金物連合会及び建築関係団体と協力して、技術的援助等を行うなど広域的な対策を進めます。

7 長周期地震動対策

長周期地震動による被害は以前から知られており、最近では、2003年十勝沖地震において石油タンク火災が発生したり、2011年東北地方太平洋沖地震においても長周期地震動による特徴的な建物の揺れが報告されています。

こうした状況を踏まえ、平成27年12月に内閣府が「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」を行っており、県は、県内の免震建築物の所有者に対して国の報告による必要な対策等の情報提供を行うこと等により長周期地震動対策を推進します。

8 空き家等対策

平成25年の住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数は820万戸、空き家率は13.5%で過去最高となり、管理が不十分な空き家の防災、衛生、景観等が問題となりました。これらを受け、平成27年2月には「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

長年利用されず放置されている空き家等は、地震により倒壊した場合前面道路の封鎖や通行人等に被害を与えるおそれがあるため、これらの耐震性が不足する空き家等の除却等への支援を行い、良質な住宅及び建築物ストックの形成を推進します。

第7節 特定優良賃貸住宅の空き家活用に関する事項

特定優良賃貸住宅（国の補助により建築される民間共同住宅）の入居要件は、一定の所得以上の世帯とされています。

一方、住宅の耐震改修を行うにあたっては、その工事期間中一時的に当該住宅に居住することができなくなる場合があり、それが耐震改修の障害となることも考えられます。

そこで、耐震改修促進法第5条第3項第4号の規定に基づき、そのような場合において、住宅の所有者等が仮住居を円滑に確保できないときは、空き家となっている特定優良賃貸住宅に入居できることとし、耐震改修を促進します。

第8節 地震に伴うがけ崩れ等による建物の被害の軽減対策

1 がけ地近接等危険住宅移転事業等の活用

地震に伴うがけ崩れ等による建物の被害を防止するため、安全な場所への移転や土砂災害の発生のおそれのある区域内の建物の補強、造成された宅地の崩壊防止対策等が必要です。

危険ながけ付近に建築された住宅については、既存住宅の除却費、新しい土地・建物の購入費の利子に対して助成する「がけ地近接等危険住宅移転事業（国庫補助事業）」により移転を促進します。また、土砂災害特別警戒区域内の住宅や避難所については、壁や基礎の強化等に対して助成する「鳥取県土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業」により建替え等を促進します。

2 住宅宅地基盤特定治水施設等事業の活用

大規模地震等により宅地が被害を受け、緊急輸送道路を閉塞させる土砂災害を起こすおそれが認められる場合は、「住宅宅地基盤特定治水施設等事業（国庫補助事業）」を活用して、必要な砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設を整備することを検討します。

第9節 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号には、大規模な地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物が規定されており、これらは、応急対策活動の拠点や避難所となるもの等です。

鳥取県では、下表に記載している建築物を耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく建築物として指定し、耐震化の促進を図ります。

| 所在地 | 建築物名称 | 耐震診断結果の報告期限 |
|-----|----------------------|---------------|
| 米子市 | 米子市民体育館 | 平成30（2018）年度末 |
| | 米子市住吉体育館 | |
| | 米子市加茂体育館 | |
| | 米子市水道局庁舎 | |
| | 米子市水道局車尾水源地管理本館・ポンプ場 | |
| 倉吉市 | 松柏学院倉吉北高等学校 第1体育館 | 平成30（2018）年度末 |
| | 倉吉シティホテル | |

第10節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

道路に面した建築物が、地震による倒壊で引き起こす道路閉塞は、避難、消火、救急、支援物資の輸送等の妨げとなり、その後の市街地の復旧の支障になります。

一方、地域防災計画（災害対策基本法に基づき県、市町村で策定する防災計画）で定める緊急輸送道路は、県内外の中心都市、防災拠点、県庁及び市町村役場を連絡する重要な道路で、地震時の通行確保を最優先で行う必要があるものです。

そこで、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化が必要な「地震時に通行を確保すべき道路」として、鳥取県地域防災計画で定める緊急輸送道路を指定します。さらに、緊急輸送道路沿道建築物に係る耐震改修等補助制度の周知等を行い、沿道建築物の耐震化を促進します。

また、平成25年に道路法が改正され、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるようになりました。

